（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第二条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）	（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
二の二　受給権者（前年の所得の額（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。）第五十二条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下「旧令」という。）第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）が百六十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	二の二　受給権者（前年の所得の額（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。）第五十二条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下「旧令」という。）第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）が百五十九万五千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書
二の三　受給権者（前年の所得の額が百六十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十七条（以下「旧法第六十七条」という。）第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）	二の三　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十七条（以下「旧法第六十七条」という。）第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）
三～五　（略）	三～五　（略）